

益田市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日(水) 15:30～17:00
開催場所 益田市役所 大会議室

2. 出席 農業委員 (13名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 齋藤 浩文 7番 御神本康一 10番 領家 耕一
12番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 志摩 15番 宮川 有衣
16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員 (2名)
8番 田中 綾 9番 佐原 晃子

4. 出席 農地利用最適化推進委員 (20名)
増野 六彦 三輪 昌義 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 河野 正憲 青木 伸爾
中村 敏幸 椋木 昭雄 長谷川孝明 豊田 繁雄
宮内 英之 椋木 孝光 岡崎 定佳 渡邊 豊孝

5. 欠席 農地利用最適化推進委員 (4名)
永見 浩二 中島秀一郎 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第27号 農地でないことの確認について
議第28号 農用地利用集積計画の決定について
議第29号 土地区画整理事業に伴う農地の取扱いについて
報第18号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第20号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第21号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
報第22号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出について

7. 議事に参加した職員
(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 7 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、5 番の大庭 清委員、6 番の齋藤浩文委員、よろしくお願いたします。</p> <p>また本日の欠席委員は、農業委員が 8 番田中 綾委員、9 番佐原晃子委員。農地利用最適化推進委員が 11 番永見浩二委員、18 番中島秀一郎委員、23 番河野光好委員です。</p> <p>区画整理事業推進室より説明がありますので、「議第 29 号 土地区画整理事業に伴う農地の取扱いについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本件につきましては、土地区画整理法第 136 条第 1 項の規定に基づき益田市が土地区画整理事業の事業計画を審査するにあたり、土地区画整理事業と農地等の関係の調整を図るため、農業委員会に対して意見照会がなされたものです。</p> <p>本日は区画整理事業推進室の田原主査と岡崎主任技師、益田川左岸南部地区土地区画整理組合の関係者の皆様にお越しいただいております。事業の詳細について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
都市整備課 田原主査	<p>市役所都市整備課の田原です。事業概要の説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。お手元の資料「事業計画書（案）」と図面（3 枚）をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、事業計画書 1 ページです。事業の名称は「益田川左岸南部地区土地区画整理事業」です。施行者は「益田川左岸南部地区土地区画整理組合」になります。施行地区は別添の位置図に示しますように、現地は JR 山陰本線益田駅の北西約 1km に位置しまして、東西を益田川と高津川に挟まれ、南北は県道久城インター線及び国道 191 号に接する、面積約 20.9ha のエリアになります。</p> <p>施行地区の区域は、益田市中島町及び中吉田町の各一部となります。</p> <p>土地区画事業の目的は、益田道路などの広域幹線道路の整備に合わせ、広域交通網を活用した新しい都市拠点の形成並びに良好な住環境の形成を図るため、計画的な公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、健全な市街地を造成することです。</p> <p>2 ページ目の「土地の現況」は、大部分は農地として利用され、道路沿いに宅地が立地しています。土地利用の割合は、宅地約 4%、農地約 75%、その他約 11%、公共用地約 10%となっています。また、大部分が用途指定されておりまして、準工業地域が約 64%、第一種住居地域が約 32%となっておりまして、用途指定のない約 4%が農振地域という割合です。この用途指定については、事業の進捗状況により今後見直すこととしています。</p> <p>次に用排水については、本地区は公共下水道排水区域に属し、地区中央部を南北に普通河川中島川が流れ、雨水排水の幹線ルートとなっています。</p> <p>3 ページ目の「設計の方針」をご覧ください。</p> <p>土地利用計画につきましては、地区周辺既存住宅等の生活環境に配慮しながら、地区東南部は住居系の土地利用、それ以外は産業拠点としての土地利用を計画しています。計画人口は、約 730 人と想定しております。</p>

	<p>公共施設計画については、別添の設計図にお示ししてありますように、都市計画道路として計画決定されている 2 路線を幹線・補助幹線道路と位置づけ、幅員 4～9m の区画道路を、地区外への施設道路と関連させながら配置するよう計画しております。</p> <p>供給処理施設計画については、上水道及び下水道を道路計画に併せて整備しまして、電柱類の地中化を図ることとしております。</p> <p>4 ページの表をご覧ください。施行前後の地積の内訳を示しております。総面積 20.9ha に対しまして、表の中ほど、民有地が 75% を占めております。その他と合わせ、全体の約 80% です。施行後の民有地につきましては、宅地として 54% と示しておりますが、現況農地については施行後も農地として耕作可能な状態で返すこととしております。また保留地として約 5ha を確保する計画であり、事業着手後に農地転用の手続を進める予定です。</p> <p>5 ページをご覧ください。区画整理の減歩率を示しています。公共減歩率が 4.46%、公共保留地合算減歩率が 33.85% です。</p> <p>6 ページをご覧ください。公共施設別調書としまして、先ほど 3 ページで示した施設の内訳になります。</p> <p>7 ページをご覧ください。事業施行期間は、これから事業認可を受けた日から令和 15 年度末までとなっています。資金計画は、保留地処分金及び公共施設管理者負担金を収入とした、総事業費 22 億 4,080 万円となっています。</p> <p>8 ページは支出見込の内訳です。</p> <p>9 ページは現時点での年度別の資金計画です。</p> <p>10 ページの添付資料は、認可申請書に添付されているものでありまして、皆様にお配りはしておりませんが、本事業の地権者は 113 名となっております。また、本事業に対する同意率は、権利者数では 93.81%、地積では 98.67% となっております。なお、残る 7 名につきましては、相続人が多数おられることから、全ての同意を得るのが困難な方になっておりまして、明確に反対の意思を示している方はおられません。</p> <p>最後に、農業関連団体との協議状況ですが、益田市土地改良区及び中吉田土地水利組合に対し本件と同様の意見照会を行いまして、令和 5 年 10 月 10 日と 11 月 9 日付でそれぞれ同意を頂いております。</p> <p>簡単ですが、以上が組合施行による益田川左岸南部地区土地区画整理事業の事業概要となります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、区画整理事業推進室担当職員より説明がありました。これは、益田市長より諮問を受けた案件でございますので、皆さん方で、ただいまの説明につきましてお気付きの点、またご意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>7 割農地であったところを区画整理するということで、組合の中に畑や田が含まれているのなら、区画整理した後もその農地で農業したいという方はおられるのでしょうか。もしおられた場合は、どこか保留地から出てくるの</p>
会長	
谷本大輔委員	

<p>都市整備課 田原主査</p>	<p>でしょうか。</p> <p>4 ページ目の施行前後の地積の前後の表をご覧ください。現在でも田または畑として耕作されている農地がありますし、専門の農家さんもおられます。中には非耕作地となっているところもあります。区画整理後に農業を続ける意向の方については、施行後の現況が農地であれば、整備後も耕作ができる状態で農地をお返しするという計画にしております。具体的にそれぞれの土地所有者が土地を返した後に、具体的な転用の計画ができるまでは、引き続き農業を続けられると思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>他にはございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、「議第 29 号 土地区画整理事業に伴う農地の取扱いについてについて」は承認の扱いとし、速やかにこの事業を進めて頂きたいと思えます。</p> <p>農地法関係に入ってまいりたいと思えます。 「議第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 中吉田町</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中吉田町の畑 1 筆 81 m²です。譲り渡し事由は、耕作面積の減少により耕作しづらくなったため、譲り受け事由は、申請地に隣接する農地を所有しており、一体的に管理するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p> <p>又賀保委員</p>	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p> <p>1 番又賀です。現地確認は 12 月 14 日に大畑委員と行いました。この土地はこの度譲受される〇〇さんが、既に〇〇さんから預かって一緒に耕作しております。これが、先ほど説明がありました区画整理される地域に該当します。〇〇さんは〇〇さんにこの農地を譲って一緒に耕作してもらおうということで話がついたそうです。現地確認しましたが、特に問題はないと思えます。よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>2 番 須子町</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、須子町の田 1 筆 1,398 m²です。譲り渡し事由は、譲受人の要望により、譲り受け事由は、申請地の隣接地に居住しており、買い受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可するこ</p>

	とができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は12月17日に澁谷推進委員と行いました。場所は9号線の〇〇の信号から、〇〇までの中間地点付近になります。〇〇さんは一人住まいで農地の管理はされているものの、なかなか耕作できない状況です。〇〇さんは果樹の栽培をする意向とのこと。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	3番 西平原町
事務局	本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、西平原町の畑1筆 1,447㎡です。譲り渡し事由は、相続人が耕作困難なため、譲り受け事由は、申請地の隣接地に居住しており、譲り受けて耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大庭清職務代理	大庭です。現地確認は三浦推進委員と行いました。現地は山陰道の〇〇の近くになります。現地はきれいに耕作してありまして、何ら問題ないと感じました。面積的にも合っていますし、十分対応できるのではないかと思います。よろしく願いいたします。
会長	本日の3条の申請は以上3件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたら、お出しいただきたいと思っております。 (なし、の声) 2番目に非農地がありますが、非農地証明の手続きについて確認しておいてください。
事務局	分かりました。事務局としても非農地がある場合にはそういった指導をしております。
会長	そうしましたら、「議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	1番 下本郷町 整理番号1番2番は関連があるため、一括して説明します。 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、下本郷町の田 3

	<p>筆 884 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅及び進入路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 12 月 14 日又賀委員と行いました。申請地は下本郷の、〇〇から山陰線をくぐったところ。申請は個人住宅への進入路を設けるため、排水は合併浄化槽にします。1 番と 2 番進入路が重なっているので、宅地は隣接したところに建てられる予定です。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>1 番と 2 番一緒の説明になったが、面積は大丈夫か。</p>
事務局	<p>面積は合わせた面積です。進入路は 80 m²ほど 1 番と 2 番同じものが入っておりまして、合計すると 3 筆で 884 m²になります。</p>
会長	<p>3 番 かもしま北町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 228 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 12 月 14 日に大畑委員と行いました。場所はかもしま北町の〇〇の近くに位置します。この土地は熊本におられる〇〇さんが相続され、だいぶ前から売るという話が出ていました。隣地は〇〇のアパート、そして個人住宅に挟まれた宅地の中になります。特に問題はないように思います。</p>
会長	<p>4 番 かもしま北町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の田 3 筆 1,105 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は 12 月 14 日に大畑委員と行いました。場所は、かもしま北町の先ほどの案件と近い場所になり、この〇〇さんの父が最近亡くなられて、相続された方が〇〇さんという方に売られて、ここにアパー</p>

	<p>トを建てられるということでございます。この付近には最近〇〇のアパートが増えてきておりますし、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	5番 久城町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、久城町の畑 1 筆 140 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である、周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 12 月 14 日又賀委員と行いました。申請地は久城町の〇〇の近くです。申請は駐車場にするため、雨水は地下浸透です。適当であると判断しました。</p>
会長	6 番 遠田町
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 434 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である、周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 12 月 18 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇の近くになります。この〇〇さんが 2,3 年前に相続を受けた土地なのですが、耕作は難しく、事務局での相続手続きの際、農地貸借の斡旋をお願いしていたようです。面積も小さく、周りも宅地になっているようですので 5 条申請が妥当だと思います。以上です。</p>
会長	<p>本日の 5 条転用の申請は以上 6 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。何かお気づきの点、ご意見がありましたらお出しいただきたいと思ひます。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、「議第 26 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。</p> <p>続きまして、「議第 27 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。</p>

	1 番 桂平町
事務局	申請地は桂平町の1筆 305 m ² です。申請地は時期不詳ですが既に山林化しており、農地への復旧は困難であることから、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。この農地の場所は二条の萩市に抜ける県道沿いで、〇〇の手前を左の方に少し上がったところです。12月22日に豊田推進委員と現地確認を行いました。農道を入れることはできましたが、周辺農地を含めて雑木の生える荒地になっておりましたので、非農地ということで問題ないと思います。
会長	本日の非農地証明は1件でございます。ただいま、事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思っております。 (なし、の声) そうしましたら「議第27号 農地でないことの確認について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第28号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局	今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が14件、再設定が39件。農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が34件、再設定が32件の合計119件です。
会長	それでは、1番から順に説明をお願いします。
事務局	相対の新規について説明いたします。 申請地は、金山町の田1筆 1,523 m ² です。10年の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
三浦尚人推進委員	三浦です。借り手の〇〇さんですけど、今年から耕作面積を増やそうと頑張っておられます。別段、問題はございません。
会長	3 番 西平原町
事務局	申請地は、西平原町の田1筆 999.82 m ² です。10年の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
三浦尚人推進委員	〇〇さんは、高齢のため耕作できない状況です。〇〇さんが耕作を頑張られるということです。以上です。
会長	8,9 番 有田町

事務局	整理番号 8 番から 9 番については、借り手が同じなので一括します。申請地は、有田町の田 3 筆 合計 6,232 m ² です。3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	谷本です。中島推進委員がお休みなので、代わりに説明いたします。8,9 番共に所有者が高齢で耕作できないため、〇〇さんが耕作されるということです。特段問題はないと思います。
会長	13 番 美都町山本
事務局	申請地は、美都町山本の田 5 筆 3,202 m ² です。3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。13 番につきましては、これまでも利用権設定をしてこられましたが、今回契約更新をするにあたり、将来的に経営が難しいということで、賃貸借から使用貸借に契約変更という内容です。問題ないと思います。
会長	14 番 美都町山本 39, 40, 41 番 美都町山本 47, 48, 49 番 美都町都茂
事務局	整理番号 14 番、39 番から 41 番、47 番から 49 番については、借り手が同じなので一括します。申請地は、美都町山本の田 4 筆 4,375.38 m ² 。美都町都茂の田 5 筆 3,962 m ² です。10 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
河野正憲推進委員	美都の河野です。整理番号 14 番、39 番から 41 番につきましては、先ほどと同様に、今回契約更新をするにあたり、将来的に経営が難しいということで、賃貸借から使用貸借に契約変更するという内容です。47 番と 49 番の〇〇さんにつきましては、昨年まで耕作をしてこられましたが、高齢になり耕作が難しくなったということでもあります。48 番の〇〇さんにつきましては、今回農地を新たに取得されたのですが、今時点では耕作できないということで、周辺で耕作している、〇〇に耕作をお願いするというものでありまして、いずれも問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会長	52 番 匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田 3 筆 4,451 m ² です。5 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15 番宮川です。三浦推進委員がお休みなので代わりに報告します。ここは別の方が耕作されていましたが、親戚の〇〇さんに任せたいということで、このたび耕作されることになりました。住所は美都ですが、匹見におられた方で、地元の人の方を借りて耕作するという事なので問題ないと思います。

会長	53番 匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田4筆 6,981㎡です。4年11ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15番宮川です。引き続き、三浦さんが欠席なので代わりに報告します。後ほど合意解約でも出てきますが、高齢のため耕作を他の方に任せたいということで、〇〇さんが作られることになりました。〇〇さんは地域の若い担い手なので、問題ないと判断しました。以上です。
会長	<p>相対については以上です。ただいま、事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。再設定も含めまして、皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思えます。</p> <p>美都の件で、再設定と新規を間に挟まず、まとめてやることはできないのでしょうか。また、賃貸借から使用貸借に変えたら「新規」になるのでしょうか。</p>
事務局	システム入力上は、賃貸借から使用貸借に変更した場合は「再設定」とすることができず「新規」で登録することになります。同一の借人が多数ある場合に再設定と新規をまとめることについては、今後検討いたします。
会長	<p>他にはございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>そうしましたら、利用権設定については承認の扱いといたします。それでは、一括方式に移らせていただきます。議事参与案件を先にやりたいと思えます。</p>
事務局	<p>まず初めに、一ヶ所訂正がございます。一括方式整理番号54番 有田町249番1の面積が1,581㎡となっておりますが、その内1,421㎡だけの設定になりますので、1,581㎡と記載されている下に「内1,421」と追記をお願いします。それに伴いまして、合計額が3,338㎡となりますので、訂正をお願いいたします。</p> <p>先月の総会で、一括方式で耕作者が農業委員や推進委員の場合、議事参与の制限があるのかというご質問がありました。本来なら、所有者から公社、公社から借受人と、2度の処理を行うこととなりますが、その手間を省くために一括で行っているものですので、耕作者が農業委員、推進委員である場合には相対契約と同様に、議事参与の制限がかかります。</p>
会長	<p>先月の総会で色々ありましたが、議事参与でということになりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>議事参与案件となりますので、〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>※〇〇委員 退席</p>

事務局	<p>一括方式 28 番 久々茂町、事務局の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、久々茂町の田 1 筆 658 m²です。5 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
野村浩三推進委員	<p>豊川地区の野村です。〇〇さんは、夫婦で仲良く田んぼを作っておられましたが、高齢のために耕作できなくなり、来年からは〇〇さんに耕作してほしいということで依頼されました。管理もきちんとされておられ、問題ないと思います。</p>
会長	<p>久々茂町の件、事務局及び推進委員から説明がありましたが、よろしゅうございますか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そうしましたら、28 番につきましては承認の扱いといたします。</p> <p>※〇〇委員 入室</p> <p>一括方式 29 番 向横田町 議事参与案件となりますので、〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>※〇〇委員 退席</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、向横田町の田 1 筆 1,851 m²です。6 年 3 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
長谷川孝明推進委員	<p>高城地区担当の長谷川です。周辺地は全て〇〇が耕作しておりまして、〇〇さんもお高齢で全く耕作できないということはないが、周りの方も法人に頼んでいるので、次からは法人に頼みたいという意向でした。問題はないと考えております。</p>
会長	<p>向横田町の案件についても事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。よろしゅうございますか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そうしましたら、29 番向横田町の件は承認の扱いといたします。</p> <p>※〇〇委員 入室</p> <p>一括方式 8 番 高津二丁目 一括方式 12, 13, 14 番 高津二丁目</p>

	一括での説明をお願いします。
事務局	申請地は、高津二丁目の田 4 筆 4,822 m ² です。8 番が 5 年、12 番から 14 番が 3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
澁谷記幸推進委員	高津地区澁谷です。相対でやっているところを中間管理機構で貸し借りされるということで、問題ないと思います。
	一括方式 15～16 番 高津二丁目
事務局	申請地は、高津二丁目の田 2 筆 3,984 m ² です。3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
澁谷記幸推進委員	高津地区澁谷です。相対でやっているところを中間管理機構で貸し借りされるということで、問題ないと思います。
	一括方式 21～22 番 遠田町
	申請地は、遠田町の田 8 筆 9,295 m ² です。3 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	安田地区の澤江です。21 番は、今まで本人が耕作しておられましたが、仕事上の都合でできなくなったということで、中間管理事業を使って耕作していただくということです。22 番につきましては、今までは〇〇さんに耕作していただいていたようですが、もう作られないということで、中間管理事業を活用して〇〇さんに耕作をお願いすることになりました。別段、問題はございません。
会長	一括方式 30 番 隅村町
事務局	申請地は、隅村町の田 1 筆 4,115 m ² です。6 年 3 ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
長谷川孝明推進委員	高城地区の長谷川です。報告 21 号の案件と関連しますが、息子さんが田の周りに住んでいて、レストランを経営するために田を耕作しておられました。コロナ禍でレストランは閉店しており、一旦父に田んぼを返して、再び法人の方に委託するという流れでございました。問題ないと思います。
会長	一括方式 31 番 上黒谷町 一括方式 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41 番 黒周町 一括方式 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49 番 柏原町
事務局	申請地は、上黒谷町の田 3 筆 5,037 m ² 、黒周町の田 23 筆 28,513 m ² 、柏原町の田 18 筆 25,607 m ² です。いずれも 6 年の使用貸借権設定です。

会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田繁雄推進委員	二条の豊田です。12月23日に谷本委員と現地確認をいたしました。これまで相対契約をしていた〇〇が、〇〇と一括で契約することになりました。問題ないと思います。
会長	一括方式 61 番 喜阿弥町 一括方式 62, 63 番 白上町
事務局	申請地は、喜阿弥町の田 1 筆 1,444 m ² 、白上町の田 4 筆 8,674 m ² です。62 番が 6 年の賃貸借権設定、61 番と 63 番が 6 年の使用貸借権設定です。
会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮内英之推進委員	小野地区の宮内です。61 番の〇〇さんですが、70 歳を迎えたので節目と言っておられます。最近体調が悪いので、〇〇との契約になりました。問題ないと思います。
岡崎定佳推進委員	推進委員の岡崎です。62 番の〇〇さん、63 番の〇〇さんは、共に今年は耕作されたそうですが、機械の不具合や体調を懸念されまして、来年は作らないということです。そのため、中間管理事業を活用して、〇〇に耕作をお願いされました。問題ないと思っております。
会長	一括方式 66 番 匹見町澄川
事務局	申請地は、匹見町澄川の田 4 筆 4,036 m ² です。10 年の使用貸借権設定です。
会長	続きますして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見地区の渡邊です。河野委員がお休みなので代わりに説明をいたします。〇〇さんの体調不良により、中間管理事業で法人の方へ預けたいということで話が進んでいるそうです。問題ないと思います。
会長	ただいま、事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思ひます。 (なし、の声) そうしましたら、一括方式につきましては承認の扱いといたします。 それでは、議事が終了となりますので、18 号から 22 号までの報告事項について、事務局の説明をお願いします。
事務局	報第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、19 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 5 件です。

	<p>報第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について</p> <p>届出件数は 4 件です。解約理由、1 番は賃借人の死亡によるものです。2 番は借人の高齢化のため、3 番は世帯内での経営者変更のため、4 番は中間管理事業利用のため、それぞれ賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 20 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について</p> <p>届出件数は 4 件です。解約理由、1 番は相続による使用貸人変更のため、2 番は中間管理事業利用のため、3 番は借り人が高齢により耕作困難となったため、4 番は借り人が体調不良のため、それぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて</p> <p>届出件数は 1 件です。申請地は、隅村町の田 4 筆 11,400 m²です。取消理由は贈与税への理解不足のためです。</p> <p>報第 22 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について</p> <p>届出件数は 1 件です。整理番号 1 番 申請地は、久城町の 1 筆 42 m²の内 25 m²でございます。農業用倉庫としての利用でございます。</p> <p>報告事項については以上でございます。</p>
会長	報第 18 号から 22 号まで事務局より報告がありましたが、通しで何かご意見やご質問などございませんか。
谷本大輔委員	12 番谷本です。「贈与税への理解が不足している」という意味が分からないのですが。
事務局	3 条の取消についてです。申請者から届出がありましたが、父から子へ移転した後に、登記のほうが元に戻っております。そのため、取消の届出がなされたということです。生前贈与を受けたが何らかの理由で取消さなければならなかった。その関係で取消を出されたということでございます。
椋木孝光推進委員 事務局	一回登記しているのですか。 農地台帳上はそうっております。
会長	他に何かありますか。
事務局	一点訂正があります。「報第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」ですが、賃貸人が「〇〇」様となっておりますが、厳密には亡くなった「〇〇」様が賃貸人になりますので、訂正をお願いいたします。
大庭清職務代理	賃借人の名前が「報第 20 号」の 1 番、その人の住所と名前でご訂正いただければ間違いありません。

会長	<p>他にはございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、本日の議事・報告共に終了となります。第 7 回総会を終わりたいと思います。</p>
----	---